

令和7年度 道路施設長寿命化対策事業
山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託
公募要領

1 目的

この要領は、「山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）」業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（１）業務の名称 令和7年度山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託

（２）業務の内容

①山形県橋梁長寿命化修繕計画（個別施設計画）の更新

各総合支庁において開催される橋梁診断検討会（年間10回程度を想定）に参加し、診断結果の精査を通じて、全橋梁における診断の均一性を確保する。また、県庁における橋梁診断会議の運営補助を行うとともに、診断結果に基づき個別施設計画の更新を実施する。

②橋梁の洗堀調査計画の作成

近年、橋梁の洗堀が原因となる下部構造の転倒や沈下による被害が注目されている。しかし、洗堀調査の実施には多額の費用負担を伴うため、十分に進んでいないのが現状である。そこで、効率的かつ効果的に調査を進めるために、洗堀調査計画を作成する。

③山形県版点検支援性能カタログの改定案の作成

本県では、県内建設業の担い手不足や橋梁点検に係る事業費の高騰への対応策として、「山形県版点検支援性能カタログ」を作成している。しかしながら、現場での新技術の活用においては、費用対効果や機能面に課題があり、導入が進んでいない状況である。このため、橋梁点検の効率化および高度化を目的として、新技術・既存技術を問わず、有効な点検手法の選定と、複数の技術を組み合わせることによって効果を発揮する点検手法の検討を行う。あわせて、手法の具体的な活用シーンを整理し、「山形県版点検支援性能カタログ」の改定案を作成する。

④簡易な補修技術の検討

限られた予算の中で橋梁の老朽化対策を推進するためには、予防保全段階の損傷に対する効率的な補修が重要である。大規模な工事を伴わず、維持修繕等に対応可能な簡易補修工法の中から、橋梁の長寿命化に特に効果的な技術を選定・検討する。さらに、これらの補修工法を整理し、「山形県橋梁補修ガイドライン」の改定案を作成する。

（３）委託の期間 契約の日から令和8年6月30日まで

（４）提案上限額 15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

応募の資格は以下の項目のすべての要件を満たす、代表企業1社及び構成企業1社を構成員とした共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。共同企業体は、各社で共同連帯して本業務を遂行するものであること。

(1) 代表企業、構成企業 共通要件

- ①山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。）第 125 条第 5 項の規定による競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（建設コンサルタント業務の鋼構造及びコンクリート部門の登録を受けているものに限る。）であること。
- ②山形県内に主たる営業所を有すること。
- ③山形県から受注して令和 6 年度に完了した土木関係コンサルタント業務に関する成績評定点について、60 点未満のものがないこと。
- ④山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤暴力団排除条項の次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- ⑥会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと（更生又は再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）。

(2) 代表企業 要件

- ①本企画提案に参加する他の共同企業体の代表企業又は構成企業ではないこと。
- ②平成 27 年度以降に都道府県または国交省が発注した、「橋梁長寿命化計画の策定または更新に関する業務」を元請として受注し、完了させた実績を有すること。
- ③建設部門（鋼構造及びコンクリート）に係る資格を有する技術士又はこれと同等の能力を有する者（建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロに該当する者）2 名以上を名簿に登録していること。
- ④管理技術者及び照査技術者を本業務に配置すること。

(3) 構成企業 要件

- ①本企画提案に参加する他の共同企業体の代表企業又は構成企業ではないこと。
- ②平成 27 年度以降に山形県が発注した「橋梁定期点検を含む業務」を元請（共同設計方式実施要綱に基づき発注された共同設計業務の場合は地域精通企業）として受注し、完了させた実績を有すること。

4 企画提案に対する評価基準等

- (1) 評価は、山形県が設置する「山形県橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託に係る公募型プロポーザル方式による企画提案選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において企画提案書を評価する。その際、提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。
- (2) 評価は以下の評価項目により行う。なお、評価項目毎の配点及び評価の着目点については、別表「企画提案評価基準」を確認すること。
- ①配置予定技術者の経験及び能力
 - ②実施方針・業務フロー・工程計画
 - ③特定テーマ

5 企画提案書等に関する事項

(1) 企画提案参加申込書の提出

当公募への参加を希望する者は、期限まで下記のとおり提出すること。

①提出書類

企画提案参加申込書（様式 1-1）、共同企業体概要書（様式 1-2）

②提出方法

- ・持参の場合は、山形県の休日を定める条例（平成元年 3 月県条例第 10 号）に規定する県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く）に「6 提出先及び問合せ先」に持参すること。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法に限り、提出期限必着とする。

③提出期限 令和 7 年 9 月 22 日（月）17 時まで

④公募参加資格要件の審査及び通知

企画提案参加申込書を受理した際は、参加資格の審査結果（適合又は不適合）を令和 7 年 9 月 29 日（月）までに文書により通知する。

参加資格について、不適合の通知を受けた者は、当公募へ参加することができない。なお、不適合の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に、書面により参加資格がないと判断された理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案書の提出

前項の審査の結果、適合の通知を受けた者は、以下のとおり企画提案書等の提出書類を期限までに提出することができる。

①提出書類

ア企画提案書（様式 2）

イ見積書（算出根拠）

ウ上記ア～イに係る電子媒体（ウィルスチェック済みの CD-ROM、DVD-ROM 等）

※文書ファイル形式は Microsoft Office 形式とし、全て pdf 形式に変換したデータも提出すること。

②提出部数 ア～ウ 各 1 部

③提出方法 上記（1）に同じ

④提出期限 令和 7 年 10 月 10 日（金）17 時まで

(3) 企画提案書の記載内容

以下の項目について、記載するものとする。

《共通事項》

①配置予定技術者の経験、能力（管理技術者、照査技術者）

※管理技術者、照査技術者はこれまで担当された橋梁長寿命化計画の策定または更新に関する業務実績（過去3年間）を記載するとともに技術士等の資格を有する場合はその資格を証する書類の写しを提出すること。

②業務の実施方針、業務フロー、工程計画

③特定テーマ

1. 橋梁の洗掘調査計画作成における取組方針
2. 山形県版点検支援性能カタログ改定案の作成における取組方針

《その他》

- ・提案は全て企画提案書（様式2）に記載すること。
- ・A4版片面印刷（多色仕上げ可）、フォントサイズは11ポイントを標準とする。②の業務の実施方針、業務フロー、工程計画は、全体でA4版1枚以内とし、③の特定テーマは、テーマ毎にA4版1枚以内とする。

6 提出先及び問合せ先

山形県県土整備部道路整備課 橋梁・舗装担当

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2626 FAX 023-630-2603

Mail:山形県掲載ホームページ一番下「この記事に対するお問い合わせ」のE-mail部分よりリンクを開いてください。

7 企画提案書等に関する質問

(1) 質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式3）を作成し、原則電子メールにて行うものとし、件名を「【質問】橋梁長寿命化修繕計画策定（更新）業務委託」として、「6 提出先及び問合せ先」まで提出すること。

(2) 質問期限

令和7年10月3日（金）17時まで

(3) 質問等への回答

質問等への回答は、道路整備課から応募があった全社に対し電子メールにより回答する。

8 失格事由

次のいずれかに該当するとき、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提出書類を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正

行為があったとき。

- (4) 提案者が他者の提案の代理をしたとき。
- (5) 選定委員会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関して援助を求めたとき。
- (6) 「5 企画提案書等に関する事項」にて提出を求める見積書の金額が、提案上限額を上回るとき

9 最優秀提案者の決定方法

- (1) 選定委員会における評価により、選定委員の評価点の合算が最高点の者を、最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 提案者が1者のみの場合も、選定委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (3) プレゼンテーションの日時・場所等については、各参加者に対し別途書面にて通知する。
- (4) 提案者がいない場合は、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて公募を検討することとする。

10 契約手続き

- (1) 評価結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- (2) 提案書に記載され、評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとし、詳細については県との協議により決定する。この場合、内容や金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は最優秀提案者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、契約手続きは行わない。この場合、次点者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約にあたっては、別途契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託業務に係る契約手続き等は、「6 提出先及び問合せ先」に定める担当にて行う。

11 全体スケジュール

・企画提案募集開始	令和7年9月11日（木）
・参加申込書提出期限	令和7年9月22日（月）
・参加資格の審査結果	令和7年9月29日（月）
・質問受付期限	令和7年10月3日（金）
・企画提案提出期限	令和7年10月10日（金）
・企画提案プレゼンテーション	令和7年10月下旬予定（別途通知）
・評価結果通知	令和7年11月上旬予定（別途通知）
・見積り合わせ	令和7年11月中旬
・契約予定日	令和7年11月下旬

12 その他

- (1) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション等の提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書については返却しない。
- (3) 企画提案参加申込書又は企画提案書の提出後、当公募への参加を辞退する場合は、書面により速やかに担当へ通知すること。
- (4) 本工事に係る予算案が山形県議会の9月定例会において否決された場合は、当公募は取り消すものとする。
- (5) 2 (2) ③山形県版点検支援性能カタログの改定案の作成は、令和8年3月31日まで完了すること。